

令和7(2025)年度 久留米市 第3子以降の保育料無償化 多子世帯利用給付認定申請のご案内 (認可外保育施設等・企業主導型保育施設)



令和7年9月から久留米市内に在住の保育を必要とする第3子以降の0～2歳児(住民税課税世帯)を対象に、利用料の給付(無償化)を実施しています。

給付を受けるためには、下記の手順を踏む必要があります。

【手順1】

保護者が申請し、久留米市から多子世帯利用給付認定を受ける

【手順2】

対象施設等を利用後、保護者が利用料を支払う

【手順3】

保護者が久留米市へ給付金の請求を行う

このご案内では、認可外保育施設等もしくは企業主導型保育施設を利用される方に対し、認定申請に関する手続きや必要な書類等について記載しております。内容をご確認いただき、手続きをお願いいたします。

1. 対象となる方

下記の要件をすべて満たし、久留米市から多子世帯利用認定を受けた場合に、助成金の給付対象となります。

- ・きょうだいの年齢に関係なく、生計を同一としている保護者に養育されている3番目以降の0～2歳児クラスに該当する子ども
- ・久留米市在住の住民税課税世帯
- ・保護者全員が、保育の必要性の事由に該当する(P3～P5 参照)
- ・認可保育所・認定こども園・地域型保育事業等(※)に在園していない子ども
- ・無償化の対象となる認可外保育施設等・企業主導型保育施設を利用中・利用予定の子ども

令和7年度の年齢別クラスは、下記のとおりです。

クラス(実施年齢)	生年月日
0歳児	令和6年(2024年)4月2日～
1歳児	令和5年(2023年)4月2日～令和6年(2024年)4月1日
2歳児	令和4年(2022年)4月2日～令和5年(2023年)4月1日

※実際の保育は、上記の表でのクラス編成ではない場合があります。その場合は、生年月日から該当するクラスに当たるとして、この案内をご確認ください。

2. 対象施設

施設等の所在する市町村から無償化の対象施設等であることの確認を受け、公示された届出保育施設など、または企業主導型保育施設が対象となります。

届出保育施設	・届出保育施設（ベビーシッター、認可外の事業所内保育所等含む） ・ファミリー・サポート・センター事業など	
企業主導型保育施設	久留米市内の企業主導型保育施設一覧は、ホームページ（右記二次元コード）でご確認ください。（市外の施設については、施設へご確認ください。）	

3. 申請にあたっての確認事項

（1）注意事項

- ・認定申請は、利用を希望する年度のご案内を確認した上で、ご申請ください。
- ・認定開始日は、原則、市が申請書を受け付けた日よりさかのぼることはできません。（令和7年度申請分に限り、最大令和7年9月1日までさかのぼることが可能です。）認定開始を希望する日前までにご申請ください。認定開始を希望する日が閉庁日の場合、認定開始を希望する日より前の開庁日までにご提出ください。申請時期の目安は、認定開始を希望する日の1か月前程度です。
- ・保育の必要性の審査については、保護者全員が対象です。
- ・市が認定審査のために、申請者や申請に係る児童の保護者の就労先事業者等へ連絡・確認を行う場合があります。また、申請内容の確認が取れない場合や疑義がある場合は、書面による調査、面談を行うことがあります。
- ・申請内容が事実と相違した場合は（書類の偽造・改ざん等を含む）、認定を取り消す場合があります。

（2）申請結果について

- ・市が申請書を受け付けた日から1か月程度で、認定通知書または認定却下通知書をご自宅へ送付いたします。ただし、令和7年度分については事務が集中するため、審査に時間を要することがあります。

（3）認定保護者について

- ・認定を受けた場合、多子世帯利用給付認定申請書の『②申請者（認定保護者になる保護者）の情報』の欄に記載のある保護者が「認定保護者」となります。

【注意事項】

- 申請や届出等、認定後の手続きができるのは、「認定保護者」です。
- 市から郵送物等を送る際のあて先となります。
- 助成金の請求時の申請者および助成時の振込支給先口座は「認定保護者」のものとなります。

(4) 認定の年度更新について

認定を受けた方は、毎年3月内に「認定申請書」及び「保育の必要性が確認できる書類」等（就労証明書等）を毎年提出する必要があります。書類の提出がない場合や対象外となった場合は、助成を受けられなくなります。手続きについては、提出時期に別途ご案内します。

4. [手順 1] 多子世帯利用給付認定の申請について

(1) 保育の必要性の事由（保護者の状況）および認定の有効期間について

保育の必要性に応じて、認定の有効期間が異なります。

保育の必要性（保護者の状況）	認定の有効期間
就労している ひと月に、64時間以上労働している	以下のうちのいずれか ① 翌年3月31日まで ② 雇用期限がある（更新できる場合を除く） など①より短くなる場合
育児・介護休業法に基づく育児休業開始 取得時に、申請児童がすでに保育施設等 を利用しており継続利用が必要なとき ※一時的な預かりでの利用は、原則対象外	分娩（予定）日を基準として産前8週（多胎妊娠の場合は14週）の日の属する月の初日から、産後8週の日の属する月の末日まで
妊娠中又は出産後間もない	以下のうちのいずれか ① 翌年3月31日まで ② 期限がある場合で①より短くなる場合
疾病または心身に障害がある	診断書は医師の記載日から半年後の月の末日まで（期限の記載があるものはその日の属する月の月末まで）
親族を常時介護又は看護している ひと月に、64時間以上介護又は看護している	入所後3か月間（翌年3月31日は超えない）
震災、風水害、火災その他の災害の復旧 に当たっている	就学期間終了日の属する月の末日まで (翌年3月31日は超えない)
求職活動（起業の準備を含む）中である	
学校に通っている、職業訓練を受けてい る ひと月において、64時間以上就学している	

【必ず確認してください】

- ・保育の必要性が認められるのは、保護者全員が、上記の保育の必要性の事由に該当する場合です。
- ・認定の有効期間が終了した場合は、助成の対象外となります。
- ・認定の継続を希望する場合は、認定期間の満了前に保育の必要性の事由を証明する書類の提出が必要です。手続きについては、提出時期に別途ご案内します。

【就労予定・復職予定の場合】

就労開始予定の1か月前より認定可能です。認定を受けた場合、申請時の就労開始予定日までに就労を開始し、1か月以内に、改めて就労証明書を提出してください。
提出が確認できない場合には、認定を取り消す場合があります。

(2) 申請に必要な書類（必要な様式は、久留米市ホームページに掲載しております。）

申請に必要な書類は、世帯状況により異なります。下記をご確認の上、必要書類の添付や記入漏れ、記載内容に誤りがないようご提出ください。その他、必要に応じて証明書類等の提出をお願いすることがあります。

【きょうだい児が同時に申請する場合】

多子世帯利用認定申請書は、申込児童1人につき、1部必要となります。（※申請者は原則、同じ保護者）

その他の添付書類は、世帯で1部ご準備の上、すべての書類をまとめて提出ください。

必要な書類（添付書類については、原則、発行から3か月以内のものを提出ください。）

必要書類等	備 考	チェック欄
<u>多子世帯利用給付認定申請書</u>	入所希望するお子さん1人につき1枚必要です。 ～ ページの記入例を参照のうえご記入ください。	<input type="checkbox"/>
<u>保育が必要なことを証明する書類</u> 詳しくは下記の表（※）をご覧ください。	保護者全員分（父1枚・母1枚）必要です。 保護者の方であっても、単身赴任等で住民票を移し、同居していない方については、不要です。 2人以上同時申込の場合は、世帯で1部ご提出ください。	<input type="checkbox"/>



(保育が必要なことを証明する書類)

申請書の理由欄の分類	保護者等の状況	必要書類 ※太字は市指定の様式があるもの	チェック欄	
			父	母
就労	被雇用者 自営業 農業 内職	<ul style="list-style-type: none"> 就労証明書 <証明日が<u>3か月以内</u>の日付のもの> <p>※就労予定の方は、就労開始後に<u>再度</u>就労証明書の提出が必要です。</p> <p>※育休中の方も、就労証明書を提出してください。</p> <p>※受付期限（締切日）が提出締切となります。</p> <p>※<u>保護者1人につき1枚</u>の就労証明書を提出してください。</p> <p>※<u>入所予定日時点の就労状況</u>がわかるものを提出してください。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
出産	妊娠中・出産後間もない	<ul style="list-style-type: none"> 診断書または親子(母子)健康手帳 (出産予定日のわかるもの) 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
病気	病気療養中	<ul style="list-style-type: none"> 診断書または障害者手帳など 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
介護	親族の介護・ 看護	<ul style="list-style-type: none"> 看護・介護申立書 看護・介護される人の 身体障害者手帳(1～3級)、療育手帳、 精神障害者保健福祉手帳、特別児童扶養手当証書、 介護保険証(要介護2～5)、診断書 いずれかをご提出ください。 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
災害復旧	災害復旧の活動中	<ul style="list-style-type: none"> 申立書、^{さい}り災証明書 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
求職	求職活動中	<ul style="list-style-type: none"> 求職申立書 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
就学	就学している又は 職業訓練を受けて いる	<ul style="list-style-type: none"> 就学証明書 <p>※自動車学校、通信教育、技能取得のための自主学習等は除きます。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

申請に必要な様式等は久留米市ホームページに掲載しております。

右記二次元コードよりご確認ください。

(幼児教育・保育の無償化のページの下部に様式があります)



(3) 世帯の状況により必要となる書類

世帯が以下の状況にあてはまる場合は、該当する必要な書類をご提出ください。

必要書類	備 考	チェック欄	
		父	母
令和7年度 所得課税証明書	<p>令和7年1月1日に久留米市に住民登録がなかった方は、 市町村民税の所得割額が分かる証明書が必要です。</p> <p>※住民登録があっても他市町村に当該年度の市町村民税を納めて いる方は提出が必要です。</p> <p>※同居の祖父母がいる場合は、父母の所得状況などにより、祖父母 分も必要な場合があります。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・2024年中の国 内・国外での収入が わかる書類 ・2024年中の無収 入を証明する書類	<p>世帯で海外居住していた方や保護者のどちらかが海外勤務 などをしている（していた）場合は、会社発行の給与支払報 告書や給与明細などが必要です。</p> <p>※外国語で記載されたものは和訳文を添付してください。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
転入誓約書 ※久留米市指定様式	<p>申込時の住所が久留米市外の世帯のみ転入誓約書を提出し てください。</p> <p>認定初日までに久留米市に住民登録することが条件ですの で、ご注意ください。</p> <p>◎本人確認書類（申請者の分のみ）</p> <p>※下記(1)又は(2)参照</p> <p>(1)次の A～G など顔写真付きのものであればいずれか1点</p> <p>A：個人番号カード B：運転免許証 C：パスポート D：身体障害者手帳 E：精神障害者保健福祉手帳 F：療育手帳 G：在留カード</p> <p>(2)次の H～L であればいずれか2点</p> <p>H：医療保険証 I：介護保険証 J：年金手帳 K：児童扶養手当証書 L：特別児童扶養手当証書</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
住民票 生計同一の申立書	第1子又は第2子が就学等の関係で市外在住している場合 や単身赴任などで保護者が市外在住している場合	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

5. 変更申請が必要な場合

転居や転職、就労状況の変更等、世帯の状況に変更がある場合は、速やかに変更申請が必要です。変更申請書の様式は、久留米市ホームページに掲載しております。

変更内容	提出書類
世帯構成に変更がある	<ul style="list-style-type: none">変更申請書 <p>※必要に応じて証明書類等の提出をお願いすることがあります。</p>
利用施設を認可保育所等・幼稚園に変更した。	<ul style="list-style-type: none">変更申請書保育の必要性を証明する書類
認定保護者の変更	<ul style="list-style-type: none">変更申請書
その他、家庭状況の変化	<ul style="list-style-type: none">変更申請書変更内容が分かる書類

6. [手順 3]給付金の請求について（概要）

給付金を受け取るためには、久留米市に対して請求手続きを行う必要があります。手続きの詳細は、認定通知に同封するお知らせをご確認ください。

なお、給付金が受け取れるのは、多子世帯利用給付認定通知書に記載された認定保護者のみです。

（1）給付の対象および給付上限額について

ご利用施設や児童の年齢により給付上限額が異なります。下記の表をご確認ください。

利用施設等	クラス（実施年齢）	月額上限額
認可外保育施設等	0～2歳児	42,000円
企業主導型保育施設	0歳児	37,100円
	1・2歳児	37,000円

【注意事項】

- ・給付対象は、対象施設等に支払った保育料のみです。
※通園送迎費、食材料費、行事費などは対象外となります。
- ・無償化の対象となっていない施設・事業の保育料は、請求できません。
- ・月の途中で認定期間が開始される場合又は終了する場合は、月額上限額は日割りとなります。

【認可外保育施設等のみを複数の施設ご利用された場合】

利用料を合算して、認可外保育施設等の月額上限額まで請求できます。

【企業主導型保育施設（月極）をご利用している方が、同時に認可外保育施設等を利用した場合】

給付の対象は企業主導型保育施設の利用料のみとなり、月額上限額は、企業主導型保育施設の金額となります。

（2）請求の流れについて



①ご利用施設へ利用料を支払います。

②ご利用施設へ『保育の提供に係る領収証』が必要であることを伝え、『保育の提供に係る領収証』を受け取ります。

※久留米市で定めている多子世帯利用料助成用の『保育の提供に係る領収証』をご利用ください。

③『多子世帯の届出保育施設利用料助成交付申請書兼請求書』に必要事項を記入します。

請求受付期間内に、『多子世帯の届出保育施設利用料助成交付申請書兼請求書』、『保育の提供に係る領収証』、『振込口座が確認できる通帳』または『キャッシュカードのコピー』を久留米市へ提出してください。

④支給決定後、久留米市より支払決定通知を送付いたします。その後、給付金の支払いが行われます。

7. 多子世帯利用給付認定申請方法・申請先

(1) 申請方法

申請は、郵送または窓口で承っております。

ご持参の場合、担当者不在の場合があるため、書類の受領のみとなる場合があります。ご了承ください。

(2) 問い合わせ先

〒830-8520 福岡県久留米市城南町 15 番地 3

久留米市 子ども未来部 子ども保育課

TEL 0942-30-9754

0942-30-9025

メール : kodomo@city.kurume.lg.jp

ご不明な点等ありましたら、上記連絡先へご連絡ください。

(3) 郵送先 ※お手数ですが、封筒をご準備いただき、下記を貼り付けて、送付してください。

〒830-8520
福岡県久留米市城南町 15 番地 3
久留米市 子ども未来部 子ども保育課
多子世帯利用給付担当宛

【注意事項】

・請求書様式は、久留米市ホームページに掲載しております。ご確認の上、ご請求ください。

・請求スケジュールについて

原則、3か月ごとに支払いをします。

ただし、令和7年度は以下のようにします

請求スケジュール（R7 年度）

第1回	令和7年9月～令和8年3月分	申請期限 4月10日（金）
-----	----------------	------------------

記載例

第1号様式（第5条関係）

多子世帯利用給付認定申請書

久留米市長様

令和7年3月10日

【申請にあたって同意していただく事項】

- 多子世帯利用給付認定の審査及び申請者や同居親族の市町村民税課税状況の確認に当たって、官公署に対し必要な文書の閲覧又は資料の提供を求めることがあります。
- 申請書等に記載した内容は、多子世帯利用給付認定の支給に関する情報として必要と認められた場合に施設等に提供することができます。
- 申請日に関わらず、最長で利用開始の前日まで審査結果のお知らせする場合があります。
- 申請内容が事実と相違した場合は、多子世帯利用給付認定を取り消すことがあります。

以上のことにして同意し、保護者の就労、疾病その他の理由により、届出保育施設、企業主導型保育事業の多子世帯利用給付認定を申請します。

申請者（保護者） 氏名	久留米 花子	生年月日 大昭平 5・2・28	電話番号① 090-0000-0000 父・母・自宅・その他（ ）	
保護者住所	久留米市 城南町15-3			
フリガナ 児童氏名	クルメ サブロウ 久留米 三郎	性別 ■ 男 □ 女	生年月日 令 6・1・31	保護者との続柄 子
希望期間	令和7年9月1日から 令和8年3月31日			

児童の家族状況（本人以外）

フリガナ 氏名	児童との続柄	生年月日	事由 (番号)	勤務先名・学校名・施設名など (保護者が別居の場合は、別居先の住所を記入)	障害
クルメ イチロウ 久留米 一郎	父 ■ 同居 □ 別居	大昭平 8・4・1	7	北久留米大学	有 無
クルメ ハナコ 久留米 花子	母 ■ 同居 □ 別居	大昭平 5・2・28	1	株式会社 久留米	有 無
クルメ タロウ 久留米 太郎	兄	大昭平 27・8・22		久留米小学校	有 無
クルメ ジロウ 久留米 次郎	兄	大昭平 3・4・8		久留米城南保育園	有 無
		大昭平 ・・			有 無
		大昭平 ・・			有 無
		大昭平 ・・			有 無

事由の番号 ※16歳以上の家族について記入

- 1, 就労 2, 妊娠・出産 3, 保護者の疾病、負傷、障害 4, 同居家族の常時介護・看護 5, 災害復旧
6, 求職活動 7, 就学 8, その他